

高槻ワーキングニュース

事業主の皆様へ

時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう！

治療のために通院したり、子どもの学校行事への参加や家族の介護など、労働者の様々な事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう。

年次有給休暇は原則1日単位ですが、労使協定の締結等により、年5日の範囲で、時間単位での取得が可能となります。

Step1

就業規則への記載

時間単位の年次有給休暇制度(以下「時間単位年休」という)を導入する場合には、就業規則に年次有給休暇の時間単位での付与について定めることが必要です。

Step2

労使協定の締結

実際に時間単位年休を導入する場合には、就業規則の定めるところにより、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者との間で、書面による協定(労使協定)を締結する必要があります。

なお、この労使協定は所轄の労働基準監督署に届け出る必要はありません。

労使協定で定める項目は次のとおりです。

- ① 時間単位年休の対象者の範囲
- ② 時間単位年休の日数
- ③ 時間単位年休1日分の時間数
- ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

●詳しくは、厚生労働省のホームページ、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●大阪労働局雇用環境・均等部指導課では年次有給休暇の促進に関する相談を受け付けています。

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL. 06-6941-8940

Fax 06-6949-6486

事業主の皆様へ

～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれましては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。
※改正法は令和元年6月5日に公布

女性活躍推進法とは？

女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させるため、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対し、以下のことを義務付けています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② ①を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届出
- ④ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業については、これらが努力義務となっています。また、上記の事項に取り組んだ企業のうち、女性の活躍に関する状況が優良な企業は、申請により厚生労働大臣による「えるぼし」認定を受けることができます。

「えるぼし」とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。

主な認定基準として、採用されてから仕事をしていくうえで、女性が能力を発揮しやすい職場環境であるかという観点から、以下5つの評価項目が定められています。

- ・採用
- ・継続就業
- ・労働時間等の働き方
- ・管理職比率
- ・多様なキャリアコース

認定段階は3段階あり、上記5つの評価項目のうち、基準を満たしている項目数に応じて取得できる段階が決まります。

- ・5つ(全て)の基準を満たす : 3段階目
- ・3~4つの基準を満たす : 2段階目
- ・1~2つの基準を満たす : 1段階目



認定初年度となる平成28年度末には291社だった「えるぼし」認定企業数は、その翌年には2倍近くの579社、さらに令和元年12月末日時点では、全国で992社が「えるぼし」認定を受けています。

「えるぼし」マークを取得するとこんなメリットが！

- * 優秀な人材の確保
- * 企業イメージの向上
- * 職場環境の改善
- * 公共調達の高評価

今回の法改正で何が変わったの？

労働者が 101 人以上の事業主の皆さまへ(施行：令和 4 年 4 月 1 日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されます。

労働者が 301 人以上の事業主の皆さまへ(施行：令和 2 年 6 月 1 日)

常用雇用する労働者が 301 人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① 職業生活に関する機会の提供に関する実績、
 - ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- の各区分から 1 項目以上公表する必要があります。

女性活躍に関する取り組みが特に優良な事業主に対する
特例認定制度(プラチナえるぼし)を創設します

(施行：令和 2 年 6 月 1 日)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

お問い合わせ先

大阪府労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話：06-6941-8940

受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

※詳しくは[厚生労働省ホームページ\(女性活躍推進法特集ページ\)](#)
にてご確認ください。

女性活躍推進



一人で悩まず相談を！労働相談のお知らせ（高槻市）

高槻市労働相談では、労働者または事業主・人事労務担当者が直面している労働に関するトラブルや疑問などについて、専門の労働相談員が適切なアドバイスを行い、解決をお手伝いします。

一人で悩まずどうぞお気軽にご相談ください。

労働相談

- 相談日：毎月第1・第3・第5火曜日、毎週木曜日
（休祝日及び12月29日～1月3日は休み）
- 相談時間：午後1時～午後5時まで（受付は午後4時まで）
- 場所：クロスパル高槻（総合市民交流センター）5階
ワークサポートたかつき内 相談室

夜間労働相談

- 相談日：毎月第2・第4火曜日（休祝日及び12月29日～1月3日は休み）
- 相談時間：午後5時～午後9時（受付は午後8時まで）
- 場所：クロスパル高槻（総合市民交流センター）4階 第5会議室



●問合せ・予約申込 産業振興課 電話：072-674-7411 まで

～しない させない 就職差別～

6月は就職差別撤廃月間です(大阪府)

大阪府では、毎年6月を「就職差別撤廃月間」とし、ハローワークや市町村、大阪企業人権協議会などの関係機関と連携して、様々な啓発事業に取り組んでいます。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※高槻市では、「就職差別撤廃月間」に JR 高槻駅前街頭啓発キャンペーンを実施する予定です。

【就職差別 110 番】

大阪府商工労働部雇用促進室労政課では、月間中(閉庁日を除く)の下記の時間、採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

- 開設時間 : 10時～18時
- 電話 : 06-6210-9518

大阪府 就職差別撤廃月間



～次回の高槻ワーキングニュースは令和2年6月25日発行予定です～